

## 平成28年度 国立大学法人電気通信大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学士課程は、学問分野からの学科という括りではなく、より広い視野のもとで工学基礎を学ばせることを指向し、学科の枠を超えた「類」という3つの括りの教育組織として平成28年度に再編する。この学士課程においては、これまで以上に幅広い視野を育む学修者主体の教育課程を実現させるため、「類」の3年次以降中心となるプログラムにより、博士前期課程にシームレスに繋がる一貫教育とする。共通基礎科目群により培った幅広い教養と基礎学力の上に、実践力の育成に特徴を持たせた段階的なカリキュラムを編成し、カリキュラムマップとシラバスにより管理する。また、理工系の専門だけに偏らない視野を持たせるために、近隣大学と連携・協働した教育プログラムを新設する。

- ・【1-1】平成28年度より学部・学科を学域・類に改組したため、段階的なカリキュラムとして、1年次生における初年次教育に情報理工学の基礎をつくる全学生共通の科目となる実践教育科目、専門科目、総合文化科目を開講する。
- ・【1-2】1年次生を対象に物理、数学などの基礎学力調査を実施する。
- ・【1-3】近隣大学との連携による教育の協働に向けた取り組みとして、協働共通教育プログラムと協働専門教育プログラムの開設科目及び教材開発の検討を行う。

【2】学生の主体的な学びを定着させるため、入学後、段階的に専門分野を選ぶことができる履修制度の導入、及び学生の成績や履修状況等を考慮しながら履修相談や学生指導を行う「アカデミックアドバイザー」を配置する。また、ICTを利用したアクティブ・ラーニング（能動的学習）を推進するため、FD（ファカルティ・ディベロップメント）や講習会を開催するとともに、自習教材開発に対する手引書を作成する。

- ・【2-1】学生の成績や履修状況等を考慮しながら履修相談や学生指導を行うアカデミックアドバイザー制度のミッションについて検討する。
- ・【2-2】大学教育センターを中心にICTを利用したアクティブ・ラーニングの推進に向けたFD研修会、講習会の計画を立案する。

【3】グローバルかつイノベータティブな資質を養成し、国際社会で通用する実践力を育成するため、ものづくりを楽しむ「楽力工房」などの体験教育を全学的に展開する。また、英語による表現力や発表力などを培うコミュニケーション能力開発教育、及び

問題設定力や課題解決力などの能力を養成する PBL(Project Based Learning)教育を充実させるほか、産学連携による特色ある教育などを加速させる。更に、国内外でのインターンシップを平成 33 年度までに 1,200 名以上に増やして実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【3-1】「楽力工房」による体験教育、「高度 ICT 試作実験公開工房」における実践力育成教育を全学的に実施するための準備を行う。  
また、倫理・キャリア教育科目「イノベティブ総合コミュニケーションデザイン」の発表会を、学内外の教職員や学生に広く公開する。
- ・【3-2】PBL (Project Based Learning)の充実にむけ、国際 PBL の再編を含めた検討を行う。  
また、国内外のインターンシップの人数の拡大に向け検討し、計画案を作成する。
- ・【3-3】「外国語運用工房」におけるコミュニケーション能力・グローバル活動能力の育成教育を全学年で実施する。

【4】大学院課程（博士前期課程）においては、リーダー的高度専門技術者を養成するため、学域3年次から博士前期課程2年次までの教育プログラムによる学士課程教育との連携と継続性の確保に加え、学域・修士一貫の「UEC グローバルリーダー育成プログラム (GLTP)」を実施する。このプログラムでは、国内外の長期インターンシップや学外の研究機関でのアカデミックインターンシップ、海外留学などの学外研修 (Off Campus Traineeship) を義務付け、更にセミナーやミニカンファレンスを学生に企画させ、実践的な課題設定・解決能力と幅広い専門知識を学ばせる。

- ・【4-1】UEC グローバルリーダー育成プログラム (GLTP) の第1期生である3年次生について、前学期に学内インターンシップ、後学期に早期研究室配属を実施する。

【5】大学院課程（博士後期課程）においては、アカデミアのみならず広い分野で活躍できるリーダー的高度専門技術者・研究者を養成するため、国内外の大学等との教育・研究相互連携協定に基づき、専攻のみならず幅広い分野にわたる教育プログラムを開設する。

- ・【5-1】海外のグローバル・アライアンス・ラボと連携して、DD (ダブルディグリー) プログラムを開講することが可能な科目を検討する。
- ・【5-2】近隣大学との連携による将来の新しい大学院複合研究科構想に接続となる協働専門教育プログラム「協働モジュール専門科目」の科目の検討を行う。

【6】国内の大学と産業界及び行政が連携した「スーパー連携大学院プログラム」を通じて、地域の課題解決と人材育成をセットにして実施する仕組みを開発するとともに、実践的課題解決を目指したプロジェクト研究を、寄附講座を提供した企業等と

もに協働・実施する。更に、近隣大学との連携をより強化し、地域研究のための連合研究科を構想する。

- ・【6-1】 多様な社会ニーズを踏まえて実社会で活躍するイノベーション博士人材を育成するため、「スーパー連携大学院プログラム」を実施する。  
また、地域フォーラムを開催する。
- ・【6-2】 地域研究のための複合研究科構想に向け育成する人材像及びカリキュラムの検討を開始する。

【7】 社会人学生が学びやすい教育環境を整備するため、履修状況に配慮した授業収録システムの導入や、eラーニングと対面授業を組み合わせたブレンデッド型授業を実施する。

- ・【7-1】 社会人学生が学びやすい教育環境を整備するため、遠隔授業システムの導入に向け、検討する。

【8】 教育の質を維持・向上させるため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、カリキュラムマップ、授業科目ナンバリング及び学修ポートフォリオ等を導入するとともに、学内外の様々なデータの収集、分析などを行う IR（インスティテューショナル・リサーチ）手法を取入れ、学士課程教育の体系化・実質化及び学修成果の可視化を行う。

- ・【8-1】 改組後のカリキュラムに対応したカリキュラムマップの調査・準備を行う。  
授業科目ナンバリングを導入するための予備調査を行う。  
また、学修ポートフォリオの導入に向け、効果的な活用法について検討する。
- ・【8-2】 大学教育センターが中心となって、学生満足度調査「卒業生アンケート」を実施し、アンケートの集計結果を学内教員へ周知する。

## （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【9】 体系的な教育実施体制を構築するため、教育プログラムに対応して、柔軟な教員配置を行うとともに、シラバスと連携したカリキュラムマップを導入し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を学内外へ明示することで学生・教員間の共通認識、教員の教育力の向上、授業の改善等を行う。また、大学教育センターが中心となり、全専任教員を FD 活動に参加させ、組織的に教育効果を測定し教員へフィードバックする。

- ・【9-1】 学域及び大学院それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を大学ホームページ等を活用して公表する。  
学生への周知については、新入生にはガイダンス・オリエンテーションで、在学生には履修登録時に個別に周知する。

- ・【9-2】 大学教育センターを中心に教育改善に繋がる FD 講習会を開催する。

【10】 学生への教育トレーニングの機会を図るため、担当教員のもと、学生が授業の補助や運用支援を行う TA（ティーチング・アシスタント）制度及び学域の学生に対する教育として、学生が学生支援や教育の補助業務に従事することにより学生相互の成長を図る SA（ステューデント・アシスタント）制度の機能を拡張し、英語に限らずライティングに悩む学生に対して支援する「ライティング・サポート・デスク」をはじめとする様々な学修支援に学生を参画させる。

- ・【10-1】 大学教育センター（TA 支援プロジェクト）において下記の事項を検討する。
  - ・ TA を配置する科目、業務等のガイドラインの見直し
  - ・ TA 業務の単位化
- ・【10-2】 実践的コミュニケーション推進室が、外国語の習得に悩む学生にライティング・サポートを含む全般的な言語に関する学修アドバイスを行う。

【11】 ICT を活用した教育環境を整備するため、e ラーニングやアクティブ・ラーニングを実施する施設・設備を整備するとともに、電子化の進んだ学術情報の利用支援体制を構築するため、図書館の使い方や電子ジャーナルの効率的な利用及び研究倫理などを指導する情報リテラシー教育を実施する。

- ・【11-1】 ICT を活用した教育環境（e ラーニングやアクティブ・ラーニングを実施する施設・設備）を整備するため、現状把握を行い、整備プランを策定する。
- ・【11-2】 一年生に対して図書館利用指導を行う。

### （3） 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【12】 学修・生活・健康等の相談に的確に対応するため、学生支援センターと保健管理センターの連携を深める。学生アンケートや研修の実施による学生メンターの育成や、障害学生支援室により、障害学生の個々のニーズにあわせた支援を行うなど、学生支援体制を充実する。

- ・【12-1】 障害学生支援室の運営体制の整備充実を進め、学生支援センターと保健管理センターとの連携を深めることにより、よりの確な相談体制を整備するとともに、カウンセラーによる学生メンターの研修を行い、幅広い相談を受けることができる学生メンターを育成する。  
また、学生アンケートを実施し、学生の大学生活の現状や要望等を把握することにより学生サービスの向上に役立てる。

【13】 本学独自の奨学金である UEC 奨学金制度を学域（学部）生のみならず大学院生も対象とするなど、学生への経済的支援を充実する。

- ・【13-1】 UEC 奨学金の制度の見直しについて検討する。

【14】 同窓会（目黒会）と連携し、留学生向けの就職説明会などを充実させるとともに、就職説明会、就職対策セミナーを毎年 15 回以上実施する。また、就職してからのミスマッチを減らすため、業界研究相談やキャリアコンサルタントとのグループワークを積極的に行うなど、更にきめ細かい就職支援を実施する。

- ・【14-1】 学生支援センター就職支援室を中心に、実務経験豊富な本学OB・OGやその人脈を活用できる本学同窓会（目黒会）と連携して、業界研究・エントリーシート対策・面接対策等の就職説明会、就職セミナーを 15 回以上実施するとともに、留学生向けの就職説明会を充実させる。

【15】 学生生活環境を更に充実させるため、留学生と日本人学生が文化の壁を越えて交流できる新しい学生宿舎を設置するほか、福利厚生施設や附属図書館内のグループ学習室などを改善・整備する。

- ・【15-1】 平成 29 年 4 月に入居が始まる新しい学生宿舎について、入居者の募集、選考及び賃貸契約などの手続きを円滑に行うとともに、入居開始後の管理運営体制を整備する。
- ・【15-2】 図書館について、学生の日常における学習実態に目を向け、実情に合わせたスペース等の改善を行い、有効で充実した活用ができる環境整備を検討する。

#### （4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【16】 大学入学前後でのフォローアップを含めた高等学校との連携強化をミッションとする「高大連携推進室」をアドミッションセンター内に設置する。ここを中心に、入学者選抜の評価の基準を明確にした入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を、来る入試改革に備えて見直しを図り、学力そのものの評価、及び多様性、主体性、協働性などの評価を可能とする新しい入学者選抜を導入する。また、すでに学士課程の一部の類で実施している、面接試験時の自由研究発表を評価する推薦入試「UEC パスポートプログラム」について、その他の類においても評価方法を検討し、学士課程全体に拡大させる。

- ・【16-1】 高大接続を推進するため、現在のアドミッションセンター内に「高大連携推進室（仮）」を設置し、その機能を拡充するための組織整備並びに設置に向けての準備を行う。また、現在Ⅲ類で実施している推薦入試「UEC パスポートプログラム」を他の類へ拡大するための準備を行う等、多面的、総合的評価・選抜手法の導入に向けた検討を進める。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

## (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【17】 高い研究水準の維持・向上を図り、より一層の研究力を強化するため、研究推進機構の研究企画室が中心となり、研究分野ごとの活動状況及び研究成果を経年変化も含めて調査・分析し、視覚的に整理する。また、本学の強みを伸ばすため、工学系・情報系の新たな評価指標を調査研究し、それに基づいた学内資源を戦略的・重点的に投資するなどの施策を通じ、平成 33 年度までに工学系・情報系分野の国際共著率を 25%以上に増やし、国際的な研究活動を強化する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【17-1】 研究推進機構研究企画室において平成 27 年度に実施した研究力評価指標の調査・分析等を踏まえ、更なる研究力強化に繋がる具体的施策を検討する。

【18】 これまでの研究活性化支援システム、RA (リサーチアシスタント) 制度、研究者交流支援制度などの研究支援制度について検証し、更に充実させるとともに、URA (ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター) による各種調査・分析等を踏まえ、新たな研究プロジェクトの企画提案と研究グループの組織化を行う。

- ・【18-1】 研究活性化支援システムを始めとする各種研究支援制度の検証を行い、より効果的な重点投資を行うための見直しを行う。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【19】 光科学分野における新たな国際的研究拠点として「コヒーレント光量子科学研究機構」を創設し、「共同利用・共同研究拠点」の形成に向けた共同研究活動を展開する。また、情報学基礎、通信・ネットワーク工学、計算機科学、ロボティクス等の分野の研究力を強化するため、平成 33 年度までに国内外からこれらの分野の研究者を 1,000 名以上招へいして研究力を活性化させるとともに、学内の施設及び人的資源を再配置し、先端的研究を先導するための研究センター・研究ステーションを整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【19-1】 光科学分野における新たな国際的研究拠点を目指し、「コヒーレント光量子科学研究機構」を設置する。
- ・【19-2】 国内外の研究者との交流を促進するため、著名研究者招へい事業を始めとする招へい・交流のための研究支援制度を実施する。

【20】 学内外の様々なネットワークを活用し、本学の研究力強化施策の企画・立案・実行を強力に支援する能力を持った URA を継続的に育成・確保するシステムを確立する。

- ・【20-1】 優秀な URA を継続的に育成・確保するため、他機関 URA との合同フォーラム、テーマ別ワークショップ、各種研修会への参加などの研鑽プログラムを継続して実施する。

【21】若手教員への研究費支援、国際会議研究発表等への派遣費支援、女性教員への研究支援員の派遣及び外国人研究者受入れ支援等を充実させ、若手研究者については、テニュアトラック制を引き続き推進するなど、平成 33 年度までに 40 歳未満の専任教員の比率を 21%以上に増やし、女性研究者については、テニュアトラック制に女性枠を設けるなど、在籍者数を 100 名以上に増やす。また、外国人研究者については、専任教員として 25 名以上になるよう増やす。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【21-1】若手研究者を対象としたテニュアトラック制を引き続き推進し、公募は国際公募とし、広く国内外からの人材確保に努める。
- ・【21-2】これまでの研究大学強化促進事業、女性研究者支援事業等の実績を踏まえ、若手・女性・外国人研究者の支援など更なるダイバーシティを推進するための支援体制の充実強化を図る。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【22】社会人が学びやすい教育環境を整備するため、社会人のニーズに沿った教育プログラムとして、人材養成目的に応じて必要な講習を体系的に編成した「履修証明プログラム」を開設する。

- ・【22-1】履修証明プログラムの導入に向け、社会人のニーズや他大学の状況等の調査を行う。

【23】地域社会の活性化に貢献するため、社会連携センターが中心となり、ICTを活用した地域との連携企画や公開講座による生涯学習の推進・支援、青少年に対する科学教育、ボランティア活動などを実施する。公開講座については、平成 33 年度までに 60 講座以上開講する。

- ・【23-1】調布市等自治体との連携講座や公開講座などを計画的に実施するとともに、小中学校や児童館等と連携し、科学教育理解のための活動を行う。

## 2 その他の目標を達成するための措置

### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【24】学生の海外留学や海外派遣の機会を拡充するため、海外留学において学生が履修可能な科目、帰国後における単位認定に関する基準・手続等の情報を事前に提供できるシステムの整備や、学生の経済的負担を軽減する支援策などを構築する。

- ・【24-1】外国の大学で履修した科目の単位認定に関する基準及び手続き等の整備を検討する。
- ・【24-2】UEC グローバルリーダー育成プログラム (GLTP) 学生等向け海外インターンシップの受け入れ先の拡大に向けて計画する。

- ・【24-3】 海外留学において学生が履修可能な科目、帰国後における単位認定に関する基準・手続等の情報を事前に提供できるシステムについて情報を収集するとともに、学生の経済的負担を軽減する支援策や、学生の海外留学や海外派遣の機会を拡充するための方策を検討する。

【25】 優秀な外国人留学生を積極的に受け入れ、教育内容と教育環境の国際化を進めるため、クォーター制の導入や英語による授業科目の増加、海外大学とのダブルディグリー（DD）、ジョイントディグリー（JD）などを実施する。また、海外からの留学支援体制などを充実させ、平成 33 年度までに外国人留学生の受入れを 20%増やす。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-1】 体系的な科目配置を踏まえて、大学院科目の英語化を促進するため、授業方法の検討をする。  
また、クォーター制の導入に向け検討を行う。
- ・【25-2】 海外の協定大学と相互に授業科目を提供し学生の受入・派遣を行う。  
また、海外のグローバル・アライアンス・ラボと連携して、DD（ダブルディグリー）プログラムで開講することが可能な科目を検討する。
- ・【25-3】 海外協定校との共同教育プログラムを拡充し、また、ASEAN 教育研究支援センターを活用するなど外国人留学生の受入れを増やすための方策を講ずる。

【26】 国際競争力を向上させるため、職員宿舎地区の再開発による 100 周年キャンパスに国際研究拠点の設置や、海外拠点を通じた現地企業との共同研究の促進、研究活動を英文で紹介するポータルサイト（e-bulletin）などを通じた国際的な研究広報を行う。また、海外協定校を中心とした人材交流を強化するため、平成 33 年度までに 10 名以上の事務職員を海外協定校に派遣、または受入れる。

- ・【26-1】 100 周年キャンパス UEC アライアンスセンター（共同研究施設棟）を活用した拠点機能の強化方策について検討する。
- ・【26-2】 海外拠点等を通じた国際的な共同研究活動を展開するとともに、新たな海外拠点の形成にも繋がる連携関係の強化を図る。
- ・【26-3】 国際的な研究広報を充実強化するための体制整備を行う。
- ・【26-4】 海外協定校等を中心とした職員交流プログラムを展開する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営に関する目標を達成するための措置

【27】 ガバナンス体制を強化するため、会計監査をはじめ、教育研究や社会貢献の状況など、大学の意思決定システムを含めた監事による監査を実施する。また、監事の業務が円滑に行われるよう、専任の職員を配置するなど内部監査室のサポート体制を



充実させるとともに、監事と内部監査室による監事会を定期的に開催し、有機的な連携を行う。

- ・【27-1】 内部監査室に専任の職員を配置するなどの監査機能を強化するための検討を行う。

【28】 大学の運営が適正に行われるよう、経営協議会学外委員などの外部有識者からの意見や、監事監査報告、外部評価報告などを活用するとともに、経営戦略の立案及び実行のために、学内外の様々なデータの収集、分析及び可視化を行う「IR 推進室」を創設し、学長の意思決定を支援する。

- ・【28-1】 経営協議会の意見、監事、監査法人の監査結果を踏まえて、法人運営の改善を図る。
- ・【28-2】 IR 推進室創設に向けた情報収集や検討を行う。

【29】 学長のリーダーシップの下、組織運営を改善し、戦略的・機動的な大学運営を実施するため、予算配分の在り方の検証と見直しや、学長裁量枠による教員標準数の拡大、柔軟な人事・給与制度などを行う。学長裁量枠による教員標準数については、戦略的な人事配置の自由度をあげ、毎年退職する教員の30%程度を学長裁量枠にシフトし、学長裁量枠の教員数を平成30年度までに35名に拡大する。柔軟な人事・給与制度については、研究者等が大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる「クロスアポイントメント制度」を導入し平成33年度までに適用者を延べ15名以上に増やすこととし、年俸制を拡大するため、公正かつ透明性のある業績評価による年俸制給与適用者を45名以上になるように増やす。また、女性の活躍を促進するため、平成33年度までに女性管理職の登用を全体の10%以上となるように増やす。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【29-1】 学長裁量の人件費枠を活用して、重点化すべき教育研究分野への戦略的教員配置を行う。
- ・【29-2】 本学と他大学等公的研究機関や民間企業との間でのクロス・アポイントメント制度の導入に向けた検討を行う。
- ・【29-3】 年俸制給与適用者の拡大を進める。
- ・【29-4】 女性の活躍を促進するため、女性管理職の登用を増やす。
- ・【29-5】 学長のリーダーシップの下、機能強化の更なる加速を図るため、これまでの学内予算配分の在り方について検証、見直しを行い、より戦略的かつ効果的な予算編成方針を作成する。

【30】 仕事と子育て等の両立支援を推進し、在宅勤務制度やサバティカル制度など、多様な勤務形態を可能とする柔軟な勤務制度を実施する。また、女性研究者の採用率

を向上させるため、女性限定のテニュアトラック公募枠の設定や、女性研究者を採用した部局に対するインセンティブの付与などを実施する。

- ・【30-1】女性研究者を目指す学生向けセミナーを実施する。
- ・【30-2】女性研究者支援のため、在宅勤務制度やサバティカル制度など、多様な勤務制度を実施するなど、仕事と子育て等の両立支援を推進する施策を実施する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【31】更なる先端的な教育研究を構築するため、新たな社会の要請や時代の流れに即応した柔軟な教育研究組織改革を実施する。また、平成33年度までに全教員の80%を教育研究センターや研究ステーションに所属させ、教育研究活動に従事させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【31-1】学長裁量の人件費枠を活用して、重点化すべき教育研究分野への戦略的教員配置を行う。
- ・【31-2】URAによる本学の研究力分析、UEC未来研究戦略タスク・フォース(仮称)における中長期の研究戦略の検討などを踏まえ、横断的な研究グループの組織化を促進する。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【32】効率的・合理的な大学運営を行うため、各課等の業務内容や事務処理方法等を検証するとともに、アウトソーシングやICT化が可能な業務、更なる他大学との事務の共同業務があるかなどについて検討を行い、事務組織の見直しを含めた改善を実施する。

- ・【32-1】100周年キャンパスに新設予定の研究者宿泊施設及び既設の職員研修所の管理運営業務の外部委託について検討する。
- ・【32-2】業務内容や事務処理方法等を検証し、アウトソーシングやICT化及び更なる他大学との事務の共同運営について検討を行う。
- ・【32-3】予定価格を作成する発注工事等における電子入札システムの利用率を前年度以上(件数ベース)とし、業務の効率化を図る。
- ・【32-4】国立情報学研究所の提供するクラウドシステムへ本学機関リポジトリを移行する。

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【33】外部研究資金、奨学寄附金を重点的・継続的に獲得するため、URA、産学連携コーディネーター、TLO(技術移転機関)などによる連携ネットワークを活用し、特に科学研究費助成事業に関しては、平成33年度までに新規採択率が40%以上となるよう、全学的な申請支援や獲得支援を展開する。また、電気通信大学(UEC)基金や

広告料収入、講習料収入など多様な資金調達を行い、自己収入を確保する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【33-1】自己収入を確保するため、産学連携等関連事業における協賛金制度の導入等について検討する。
- ・【33-2】URA、産学連携コーディネーター、TLO等との連携により、外部資金獲得支援を実施する。特に、科学研究費補助金に関し、これまで実施してきた獲得支援の方策を検証し、より組織的かつ重点的な支援の在り方を検討する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【34】一般管理費を抑制するため、予算の執行状況等を踏まえた一般管理費の予算配分を行うとともに、契約方法等の見直しや備品設備の活用改善、電気使用量等の調査・分析を実施し、コストを削減する。

- ・【34-1】一般管理費の執行状況について検証し、より効率的、効果的な予算配分を行う。
- ・【34-2】共同調達、複数年契約に移行可能なものの有無を検討する。
- ・【34-3】電力見える化システムの活用により、電気使用量等の調査・分析を行う。
- ・【34-4】東京都の温室効果ガス削減目標17%達成義務もふまえ、省エネ機器への取替えなど省エネルギー対策を進め、電気使用量等のコストを削減する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【35】効果的な資金運用を行うため、資金運用計画を作成し、計画的な運用に努めるとともに、金融機関の選定にあたっては入札方式で行い、最も高利率な金融機関を選定する。また、多摩地区5大学間において、引き続き資金の共同運用を実施する。

- ・【35-1】年間の資金運用計画を策定し、計画的かつ適切な運用に努め、これまで実績のない運用方法等についても検討する。
- ・【35-2】多摩地区5大学間において、引き続き資金の共同運用を実施する。

【36】全学的視点から既存施設の有効活用を図るため、一元管理している大学施設について、施設マネジメントの基本方針に基づき、施設利用実態調査を年1回実施する。また、施設活用調整委員会を年4回程度実施し、オープンラボの確保、共同利用の推進及び重点分野等への戦略的なスペース配分を行うことにより、国際的な研究活動を強化する。オープンラボ及びインキュベーション施設の使用料、光熱水料等を徴収することにより、これら施設の運営に係る経費及び大学全体の教育研究の活性化のための財源を確保する。

- ・【36-1】施設利用実態調査を実施し、現状分析をすると共に、結果を公表する。
- ・【36-2】施設活用調整委員会を4回程度実施し、学内施設の使用にあたり有効かつ最適に調整を行うことで、オープンラボの確保、共同利用の推進及び重点分野等への

戦略的なスペース配分を行う。

- ・【36-3】 オープンラボ、インキュベーション施設及び大学管理スペースの使用料、光熱水料を徴収する。

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【37】 社会的な役割・責任を果たすため、教育研究の自己点検・評価及び外部評価、認証評価等を計画的に実施し、評価結果を教育研究や大学運営の改善に反映させるとともに、社会に対して適切に情報発信する。

- ・【37-1】 教育研究の質及び水準を保証するため、第3期中期目標期間の評価スケジュールを作成するとともに、各種評価について計画に従って実施する。また、平成27年度法人評価、認証評価等の評価結果については、大学ホームページ等で公表し、情報発信する。

##### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【38】 大学情報を積極的に公表するため、広報センターが中心となり、社会にわかりやすい形で情報公開するよう、大学ポートレートの適切な内容更新、大学ホームページの見直し、広報誌、広報活動等を充実させる。

- ・【38-1】 大学ホームページ、広報誌、オープンキャンパス、大学ポートレートなどの各種メディアを活用することにより、教育活動や研究成果を社会にわかりやすい形で発信するとともに、大学ホームページへのアクセス状況等の解析を行い、その結果を検証するなど効果的な広報活動を行う。
- ・【38-2】 本学の研究成果を発信する英文コンテンツを作成し、海外へ積極的に配信する。

#### V その他業務運営の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【39】 魅力ある教育研究環境の確保及び戦略的な施設設備の整備・維持保全を行うため、平成29年度までにキャンパスマスタープランの検証及び見直しを行う。また、大学施設の長寿命化のための中長期的な取組の方向性を定める計画を平成28年度までに策定するとともに、これに基づく個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた計画を平成32年度までに策定する。

- ・【39-1】 キャンパスマスタープランの見直しを進めるにあたり、これまでの整備進捗状況等の検証を行う。
- ・【39-2】 大学施設の長寿命化のための中長期的な取組の方向性を定める計画を策定する。

【40】職員宿舎の跡地である100周年キャンパスを有効活用するため、外部資金を活用した産学連携施設、学生宿舎・職員宿舎を平成28年度までに整備し、国内外の学生や研究者、地域市民、産業界関係者などが集う魅力あるキャンパス環境を実現する。

- ・【40-1】学生宿舎、職員宿舎、共同研究施設を整備する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【41】安全なキャンパス環境を維持するため、安全に関する学内の巡視、安全教育・講習会、施設等の点検・整備などを確実に行う。また、安全管理体制を強化するため、地震等の大規模災害を想定した防災訓練、学生・教職員の携帯電話等へのメール配信により安否を確認する安否確認システムの送受信訓練を毎年実施するとともに、災害時におけるリスクの分析・評価・低減等の管理や危機管理マニュアルの見直しなどを行う。

- ・【41-1】これまでの防災訓練の実施から得た成果や反省点などを踏まえて、全学一斉の防災訓練の実施に向けて検討を開始する。
- ・【41-2】危機管理マニュアルについて、本学の現状や社会情勢を踏まえてより実効性のあるものとなるよう見直しを図る。
- ・【41-3】労働安全衛生法に基づく産業医及び衛生管理者による作業場巡視を法令に則って適正に実施し、安全な環境の維持に努める。
- ・【41-4】安全管理・安全教育のため、工作機械、放射線・X線、薬品管理、高圧ガス、遺伝子組換、動物実験等の講習会を実施する。
- ・【41-5】学生・教職員を対象とした安否確認システムの送受信訓練を実施する。  
また、安否確認システムへの学生の登録率を向上させるため、新入生に対して携帯電話等のメールアドレスの使用許諾を得、新入生研修の際に一斉に登録させる。
- ・【41-6】学内施設の防犯・防災設備・危険箇所等の定期的な点検・調査・整備を行う。
- ・【41-7】PCB廃棄物について、PCB特別措置法に基づき適切に保管するとともに、処分に向けての手続きを進める。

## 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【42】会計経理の信頼性を含めた業務の効率的な実施等を行うため、学長を最高責任者とする内部統制体制によるモニタリング（日常・定期・随時）やコンプライアンス教育等を実施するとともに、役員会、内部監査室、監事及び会計監査人との協議会を定期的に開催し、コンプライアンス体制を継続的に確保する。

- ・【42-1】役員、内部監査室、監事及び会計監査人から成る四者協議会を年2回開催する。
- ・【42-2】会計経理監査においては、例年実施している科学研究費補助金その他の外部資金に係る監査に加え、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスク

に対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。

【43】本学のネットワーク及びそれに接続されたコンピュータなどの情報システム並びにネットワーク上の情報セキュリティ対策を強化するとともに、情報セキュリティポリシーに基づき、学生及び教職員への情報倫理教育を実施する。

- ・【43-1】学生及び教職員に対してeラーニング教材による情報倫理教育を実施する。  
さらに、情報セキュリティ対策を強化するために、教職員を対象に外部講師を招いた情報セキュリティ研修を実施する。

【44】研究における不正行為、研究費の不正使用を未然に防止するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、全教職員に対する倫理教育及び啓発活動、組織の管理責任体制の検証、不正防止のための取り組みを徹底する。

- ・【44-1】研究費の不正使用を未然に防止するため、教職員に対する周知徹底や計画的な内部監査の実施など、研究費の適正執行のための取り組みを実施するとともに必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。
- ・【44-2】専攻等事務室を対象に納品検収監査を実施し、適切に納品検収が行われているか調査する。
- ・【44-3】研究不正の未然防止を徹底するため、全教職員・学生を対象とした研究倫理教育プログラムを実施する。

## VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

1,246,073 千円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### 1 重要な財産を譲渡する計画

・重要な財産を譲渡する計画はない。

### 2 重要な財産を担保に供する計画

・重要な財産を担保に供する計画はない。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ライフライン再生(幹線取替等) ・小規模改修	総額	
	144	施設整備費補助金 (114) 国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (30)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

#### ○戦略的人事配置

学長のリーダーシップの下、学内の人的資源を再配置し、体系的な教育研究実施体制の構築を行うなど、戦略的な人事配置の自由度をあげる。

#### ○多様な人材の育成

若手教員に対するテニユアトラック制の推進、女性限定テニユアトラック公募の実施、外国人研究者の雇用促進を行うとともに、海外協定校を中心とした事務職員の人事交流を実施するなど、多様な人材を育成する。

#### ○柔軟な人事・給与制度

教育研究の活性化を図るため、「クロスアポイントメント制度」を導入するとともに、年俸制適用者数を拡大する。

また、女性の活躍を促進するため、管理職等の指導的地位へ女性の登用を促進するとともに、仕事と子育て等の両立支援を推進し、在宅勤務制度やサバティカル制度など柔軟な勤務制度を実施する。

- (参考1) 平成28年度の常勤職員数 428人  
また、任期付職員数の見込みを61人とする。
- (参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 5,784百万円